

後期高齢者医療制度 葬祭費の申請について

75歳以上の方が死亡され、葬儀をされた場合、その方の葬祭を行った方（喪主など葬祭を主催した方）に対し、50,000円を支給します。

お届けに必要なもの

- ・ 被保険者証
- ・ 葬祭を行ったことが確認できる書類（会葬御礼のはがき等、葬儀の日付、喪主様・故人の方の氏名の3点が確認できるもの）
- ・ 振込先口座が確認できる書類（喪主様名義の口座）

申請期間

- ・ 葬祭を行った翌日から2年以内

問い合わせ先

久御山町役場 国保健康課 1階4番窓口

TEL : 075-631-9913

0774-45-3906

FAX : 075-632-5933